

5 措置の導入方針

(1) 措置の導入方針 (←措置導入の方針、技術開発の要否、管理手法等)

リフラクトリーセラミックファイバー及びリフラクトリーセラミックファイバーを含む製剤その他の物の製造・取扱いを行う作業については、リスク評価における有害性の評価及びばく露評価の結果を踏まえ、リフラクトリーセラミックファイバーによる健康障害を防止するための措置を講じる必要がある。

このため、リフラクトリーセラミックファイバー及びリフラクトリーセラミックファイバーを含む製剤その他の物について、特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号。以下、「特化則」という。)の特定化学物質管理第2類物質と同様の措置を講じることが必要である。

また、リフラクトリーセラミックファイバーがヒトに対して発がんの可能性があることを勘案し、作業の記録の保存(30年間)等が必要となる特化則の特別管理物質と同様の措置を講じることが必要である。

さらに、措置内容の検討の過程において、リフラクトリーセラミックファイバーを断熱材等として用いた設備等の施工・補修・解体等作業については、短期間の作業である場合が多い反面、作業の性質上発じんのおそれが高いため、発散抑制措置等による場の管理を基本としつつ、別途、呼吸用保護具の着用を義務付けるなどのばく露防止措置、また、湿潤化等による作業場外への飛散防止措置の規制化が必要である。

その他、除じん装置からの粉じん回収や床、器具、作業服等に付着した粉じんが舞い上がることによる二次発じんによる健康障害を防止するため、床の清掃や作業場外への持ち出しを防ぐための措置を講ずる必要がある。

なお、措置内容の検討の過程において、バインダー等で処理されたボードや真空成形品等の発じんのおそれの低い製品を、切断等加工せず取り扱う作業においては、リフラクトリーセラミックファイバーのばく露リスクが低いことが認められたため、これらの作業については、ばく露のおそれのない作業として、措置の対象から除外しても差し支えない。

(2) 規制導入のスケジュール

(政省令改正を行う場合)
 平成 27年6月頃 改正案についてパブリックコメントを実施
 平成 27年8月頃 改正政令、規則の公布
 平成 27年10月頃 改正政令、規則の施行(一部猶予)

(例示)

措置事項	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
作業主任者			●	→	→
計画届			●	→	→
局排設置			●	→	→
保護具		●	→	→	→
作業環境測定			●	→	→
特殊健診		●	→	→	→

※ 上記スケジュールは措置導入にかかる準備期間等の目安であって、措置の導入予定ではない。